

令和4年6月22日
自動車局保障制度参事官室

「社会復帰促進事業（自動車事故対策費補助金）」 の公募を本日から開始します！

高次脳機能障害者特有の症状として、社会的行動障害や記憶障害がありますが、適切なリハビリテーションを受けることで社会復帰につながる可能性があります。

頭部外傷を治療する病院や自立訓練を提供する事業所はあるものの、入院中は患者にとって守られた環境下での生活となるため、高次脳機能障害が概して目立たず、発見されないことがあるほか、高次脳機能障害に理解のある事業所も多くない状況にあります。そのため、高次脳機能障害の発見が遅れる場合や適切な自立訓練を受けられず、高次脳機能障害を有する者が社会復帰できない状況が生じています。

このため、国土交通省では、**自動車事故による高次脳機能障害を有する者の社会復帰の促進を図る方策を検討すること**を目的として、自立訓練（機能訓練・生活訓練）を提供する障害福祉サービス等事業者のうち、高次脳機能障害への十分な理解がある者が行う、高次脳機能障害を有する者が病院・事業者から地域への生活を円滑に移行するためのサポートの取り組みに対して補助を行う、社会復帰促進事業のモデル事業を実施します。なお、予算の範囲内で国が当該事業の実施に要する費用を補助します。

本日より、令和4年度実施分に係る公募を開始しますので、お知らせいたします。

1. 本補助事業の概要

- ・ 補助対象事業者
自立訓練事業所
- ・ 補助対象経費
①ネットワーク構築支援費 ②自立訓練提供支援費 ③地域連携支援費

2. 公募期間等

- ・ 募集期間
令和4年6月22日（水）～ 令和4年7月13日（水）
- ・ 事業実施期間
採択日～令和5年3月31日（金）

なお、本補助事業の応募要件・応募方法等の詳細につきましては、国土交通省のホームページ内（以下アドレス）に掲載する公募要領等をご覧ください。

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000102.html)

■ 問い合わせ先

国土交通省自動車局保障制度参事官室

担当 大橋、北村、大塚

電話：03-5253-8111(内線41418) 03-5253-8580(直通) F A X：03-5253-1638

基本的な考え方

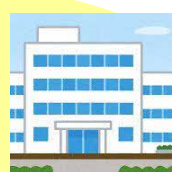
- 以下に掲げる支援を組み合わせたモデル事業を実施することにより、**高次脳機能障害の把握から自立訓練、地元復帰まで切れ目のない支援の実施を可能とするための方策の実現**に向けた取り組みの検証を行う。

ネットワーク構築支援

協力



急性期病院



自立訓練を提供する
事業所等

病院の得意な点

高次脳機能障害に対する医学的な評価

事業所の得意な点

(病院での評価が難しい点)

病院から社会に出たときの評価

- 病院・事業所がそれぞれ得意とする観点から患者の評価を行い、協力した退院後のコーディネートを目指す。

相談ネットワークの構築を支援

自立訓練提供支援

自立訓練の実施



課題

高次脳機能障害に対応できる専門的知識を持つ職員を賃金水準の低さ等を要因として確保が困難

- 事業所等が専門的知識を有する者を確保して、自立訓練を提供する場合に係る経費を支援し、専門的知識を有する職員による事業実施を目指す。

専門的知識を持つ
職員の確保を支援

地域連携支援

協力



自立訓練を提供する
事業所等



地元の事業所

課題

地域において高次脳機能障害に対する十分な理解・対応力を有する社会資源の存在は限定的

- 高次脳機能障害に対する十分な理解・対応力を有する自立訓練を提供する事業所が地元の事業所等と連携することにより、地元での生活への円滑な移行を目指す。

地域ネットワークの構築を支援

基本的な考え方

- 交付申請時の事業計画における活動項目(①～③)に応じて、**支援体制の整備(基本項目)**と**実績見込みの設定(加算項目)**により交付決定額を一旦決定し、中間報告、実績報告等を踏まえ、最終的な交付決定額を決定。
- 高次脳機能障害の把握から自立訓練、地元復帰までの切れ目のない支援の実施を可能とするための方策の実現に向け、最長6年間、国土交通省から事業実施にかかる経費の補助を行い、7年目以降は事業者による自主財源により事業を継続。

支援スキーム

基本項目【③は必須】

下記を実施するための体制が整備されていることが必要

活動項目	事業内容
①ネットワーク構築支援 【任意】	病院等とのネットワークを構築し、病院等と連携した高次脳機能障害の評価実施につながる取組みの実施
②自立訓練提供支援※ 【任意】	高次脳機能障害に合わせた自立訓練の提供
③地域連携支援 【必須】	高次脳機能障害者の支援に係る専門的知識を有する者が事業所等に訪問する等地域との連携を図る取組みを実施

加算項目【任意】

①ネットワーク構築支援実施

(訪問等した件数に応じて加算)

「訪問等件数」×「単価」(単価:1件あたり5万円)

②地域連携支援実施

(訪問等した件数に応じて加算)

「訪問等件数」×「単価」(単価:1件あたり5万円)

③ 研修、勉強会等開催・参加

・地域内の事業所職員育成等を目的とした研修の開催等

自立訓練提供支援の 具体的イメージ

- 求人情報の発信に係る経費
- 社会生活支援に向けて専門的知識を有する者の人件費支援

【①と③に係る上限額適用の要件】担当者(複数人の合計でも可)が週30時間以上勤務していること(週30時間未満は1/2)

補助上限額(交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付)

1年目(補助上限額1,200万円(補助率10/10))

基本項目(③は必須)

パターン	上限額	パターン	上限額
③のみ	300万円	②・③	600万円
①・③	500万円	①・②・③	800万円

加算項目(任意)

パターン	上限額
①	100万円
②	100万円
③	50万円

スタートアップ加算

※モデル事業選定初年度の事業者を対象に基本項目上限額に20%を自動加算

2年目以降(上限1,000万円(補助率10/10))

基本項目(③は必須)

パターン	上限額	パターン	上限額
③のみ	300万円	②・③	600万円
①・③	500万円	①・②・③	800万円

加算項目(任意)

パターン	上限額
①	100万円
②	100万円
③	50万円

スタートアップ加算
※2年目はスタートアップ加算なし